

■平成24年度 介護サービス事業者に対する行政処分

区分	法人名	事業所名	事業所所在地	サービス種別	指定取消日 (停止の場合は発 表日)	主な理由
一部 停止	社会福祉 法人清英 会	介護老人福 祉施設 虹 短期入所生 活介護 虹	みな べ町	介護老人 福祉施設 短期入所生 活介護 介護予防短 期入所生活	H24.11.16	個別機能訓練加算の算定要件である 常勤専従の機能訓練指導員を配置して いないにもかかわらず、介護報酬を不正 に請求  監査において、虚偽の報告を行った

指定取消	医療法人恒裕会	吉田クリニック	かつらぎ町	居宅介護支援	H24.7.11	介護支援専門員の資格を有しない者がケアプランを作成していたにもかかわらず、介護報酬を不正に請求 実際にはケアプランを作成していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求 監査において、虚偽の報告を行った 監査において、虚偽の答弁を行った
指定取消	株式会社きつな	デイサービスセンターほたる	紀の川市	通所介護 介護予防通所介護	H24.6.29	代表者が施設の利用者への暴行により、懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けた 代表者等の暴行行為により、利用者の尊厳を著しく侵害した 監査において、虚偽の答弁を行った

■平成23年度 介護サービス事業者に対する行政処分

区分	法人名	事業所名	事業所所在地	サービス種別	指定取消日 (停止の場合は発布日)	主な理由
指定取消	有限会社奈瑞菜	なづなケアプランセンター	和歌山市	居宅介護支援	H24.4.1	実際にはケアプランを作成していないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求 運営基準減算に該当していることを知りながら減算せず不正に請求 加算認定に必要な根拠資料が無いことを知りながら不正に加算を請求
指定取消	株式会社ライフ	介護サービスなごみ	和歌山市	訪問介護	H24.2.3	ケアプランの指示通りに行っていないサービスであるにもかかわらず、ケアプランにあわせた虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求 監査において虚偽の答弁を行った 指定申請の書類として、就業予定のない管理者及びサービス提供責任者に係る虚偽の書類を提出し、不正に指定を受けた
指定取消	有限会社紀乃國	きのくに介護サービス	白浜町	訪問介護	H24.1.16	運営基準において禁止されている同居家族に対する訪問介護を実施し、介護報酬を不正に請求 訪問介護とその他のサービスを全く区分しないまま、訪問介護サービスであるかのような記録を作成し介護報酬を不正に請求 架空の記録や入院中の利用者に対してサービスを提供したというあり得ない記録をもって介護報酬を不正に請求 1人の訪問介護員が同日同時間帯に2人の利用者に対してサービス提供をしたという記録をもって介護報酬を不正に請求
指定取消	株式会社ヒューマンライフ	介護サービスやわらぎ	和歌山市	訪問介護	H23.9.12	ケアプランの指示通りに行っていないサービスであるにもかかわらず、ケアプランにあわせた虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を不正に請求 ストレッチャーが1台しかないにもかかわらず、同日同時間帯に利用者2人のストレッチャー入浴介助を行ったという記録をもって介護報酬を不正に請求 死亡した利用者の介護報酬請求に際し、死亡後に実際は提供していないサービスを追加して介護報酬を不正に請求 利用者を利益の対象としかみてもならず、人としての尊厳を著しく侵害 監査において、虚偽の答弁を行った

■平成22年度 介護サービス事業者に対する行政処分

区分	法人名	事業所名	事業所所在地	サービス種別	指定取消日 (停止の場合は発布日)	主な理由
指定取消	有限会社ライム	ケアステーションライム	和歌山市	訪問介護 介護予防訪問介護	H22.12.1	実際にサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、介護報酬を不正に請求 運営基準において禁止されている同居家族に対する訪問介護を実施し、介護報酬を不正に請求

					営 利法人監査の書類提出にあたり虚偽の報告を行った 監 査において虚偽の答弁を行って検査を妨げるとともに、従業者に対して、虚偽の答弁を行うよう指示 同 居家族へのサービス提供であることを知りながら、訪問介護事業所の不正請求を助長 同 居家族へのサービス提供であることを知りながら、不適正なケアプランを作成し、介護報酬を不正に請求 営 利法人監査の書類提出にあたり虚偽の報告を行った 監 査において虚偽の答弁を行った
--	--	--	--	--	--

■平成21年度 介護サービス事業者に対する行政処分

区分	法人名	事業所名	事業所所在地	サービス種別	指 定取消日 (停止の場合は発表日)	主 な理由
指 定取消	株式会社すみれ	デイサービスすみれ ケアセンターすみれ	和歌山市	通所介護 介護予防通所介護 居宅介護支援	H21.8.31	指 定時から全ての利用者に関して、サービス提供を拳証する記録が全く無いにもかかわらず、介護報酬を不正に請求 個 別機能訓練加算について、個別機能訓練計画を全く作成しておらず、機能訓練指導員も欠如したままで、加算を不正に算定 介 護支援専門員の資格を有しない者が給付管理を行っていた 上 記違反から、指定居宅介護支援事業所としての業務を果たしていないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求
指 定取消	株式会社すみれ	訪問介護すみれ	和歌山市	訪 問介護 介護予防訪問介護	H21.7.16	1 人の訪問介護員が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービス提供をしたという記録をもって介護報酬を不正に請求 複 数の共同住宅入居者に対して、同時にサービス提供を行ったにもかかわらず、それぞれに1対1のサービスを提供したとして、介護報酬を不正に請求 実 際にサービス提供を行っていない訪問介護員がサービス提供を行ったとする記録を作成し、介護報酬を不正に請求 サ ービス提供を拳証する記録が無いにもかかわらず、介護報酬を不正に請求 常 勤専従のサービス提供責任者を配置せず、届出のあった者にサービス提供責任者の業務をさせていなかった 訪 問介護計画が作成されていなかった 監 査において虚偽の答弁を行った

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課 サービス指導班  
TEL:073-441-2527(直)

[このページの上に戻る↑](#)